（様式２）

暴力団排除措置対象者でない旨の誓約書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 令和年　　月　　日

高知県産業イノベーション課長　久保　英子　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（申請者）　住　　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者生年月日

　下記事項について、誓約いたします。

　これらが、事実と相違することが判明した場合には、県が行う一切の措置及び当方が不利益を被ることとなっても、異議の申立てを行いません。

記

|  |
| --- |
| 次のいずれかに該当するものではありません。また、将来においても該当することはありません。  【高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規定（以下　県規定という。）】  （１）暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）  （２）暴力団員（高知県暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）  （３）暴力団員等（高知県暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）  （４）役員等（次に掲げる者をいう。以下同じ。）が暴力団員等に該当すると認められるもの  　法人にあっては、代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者  （５）役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるもの  （６）暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるもの  （７）役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるもの  （８）役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるもの  （９）役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるもの  （10）役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるもの  （11） （１）～（10）に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの |